

闘争情報 vol.3

ウオロク労働組合
発行者：執行委員長 那須野 紀浩

3月6日（金）開催の第5回労使協議会において、2026 総合労働条件闘争の要求について会社側より1次回答があり、それに対する質疑を行った。

【質疑項目】

賃金・一時金の要求に関して

- ・回答の内容で人件費の増加見込み
- ・物価上昇分、生産性向上や会社経常利益予算達成に対する組合員の頑張りへの報い、格差是正に関してどのように考えての回答であるか？
- ・一時金回答の根拠

労働環境改善の要求に関して

- ・所定労働時間短縮、改善、正月営業、定時・パートナー社員の無期雇用転換の回答に関する会社の考え

(会社側からの回答内容の理由、質疑に対する会社の回答は下記項目別に記載のものを参照ください)

2026 総合労働条件闘争要求内容

(→矢印以降の赤字部分は会社側1次回答内容)

※要求根拠は闘争情報 Vol. 1 参照ください

1. 賃金改定に関する要求

(1) 正社員組合員

1) 賃金改定

基本給引上げ：賃金改定：21,128 円(7.00%)

内訳：定期昇給 4,014 円(1.33%) + ベースアップ 17,114 円(5.67%)

**→定期昇給 1.26%、ベースアップ 10,350 円(3.39%)実施し、
合計 14,197 円(4.65%)**

(回答内容の理由) 今期の経常利益は予算達成見込みであり、従業員の働きには非常に感謝している。昨年の賃上げ率より低くはあるが実質賃金は上昇している。格差是正については他業種に比べて流通業界全体が低いことは重々把握している。増収増益を従業員全員で目指し、少しでも多く利益を分配したい。そのうえで少しずつ他業種間との賃金格差是正も目指していく。

2) 初任給改定

正社員初任給(月額)見直し：

高卒：**基本賃金 206,057 円(11,057 円増額)5.67%**

→200,000 円(5,000 円増額)2.56%

短大・専門学校卒：**基本賃金 221,907 円(11,907 円増額)5.67%**

→215,000 円(5,000 円増額)2.32%

大卒・大学院卒：**基本賃金 258,892 円(13,892 円増額)5.67%**

→250,000 円(5,000 円増額)2.04%

※各エリア社員については一律上記金額に対し 90%掛けとする。

3) 手当新設

- ① 2つ以上部門を担当している主任に対する手当→**新設しない**
- ② 店長代理業務手当→**新設しない**
- ③ 生鮮デリカセンター従事者に対する手当→**新設しない**

(回答内容の理由)①今後複数部門兼任をスタンダードにしていくため

- ② 副店長や店舗管理 Mgr の配置を順次行う
- ③ 仕事は全社員一律と考え、生鮮デリカセンターだけ特別扱いはしない

(2) シニアF社員組合員

賃金改定：9,725 円(5.67%)→**5,000 円(2.91%)**

(3) 定時社員組合員・パートナー組合員

賃金改定：基本時給 90 円(8.02%)引上げ→**30 円(2.67%)**

新潟県の最低賃金が引上げされた場合、**上昇した額を基本時給に上乗せする→状況に応じて、見直しおよび検討を行う**

(4) シニアP社員組合員

賃金改定：基本時給 85 円(8.02%)引上げ→**20 円(1.88%)**

新潟県の最低賃金が引上げされた場合、**上昇した額を基本時給に上乗せする→状況に応じて、見直しおよび検討を行う**

(5) 企業内最低賃金の協定化

1) 正社員組合員

高卒エリア社員の基本賃金を企業内の正社員組合員の最低賃金とし、協定を結ぶ→**実施しない**

2) 短時間組合員

シニアP社員組合員の基本賃金を企業内の短時間組合員の最低賃金とし、協定を結ぶ→**実施しない**

2. 年間一時金(夏・冬)に関する要求

(1) 正社員組合員、シニアF社員組合員

年間 5.00 ヶ月 内訳：夏季：2.45 ヶ月、冬季：2.55 ヶ月
→**年間 4 ヶ月(夏季 1.85 ヶ月、冬季 2.15 ヶ月)現行通り**

(2) 定時社員組合員

1) 主任職(職務内容が正社員と同じ)

年間 5.00 ヶ月 内訳：夏季：2.45 ヶ月、冬季：2.55 ヶ月
→**年間 2.00 ヶ月(昨年と同じ)**

2) リーダーパートナー職(職務内容が正社員と同視すべき)

年間 3.00 ヶ月 内訳：夏季：1.50 ヶ月、冬季：1.50 ヶ月
→**年間 1.00 ヶ月(昨年と同じ)**

3) 定時社員組合員(職務内容が正社員と異なる)

年間 2.50 ヶ月 内訳：夏季：1.25 ヶ月、冬季：1.25 ヶ月
→**年間 1.00 ヶ月(昨年と同じ)**

4) 夜間店長(職務内容が正社員と同じ)

年間 5.00 ヶ月 内訳：夏季：2.45 ヶ月、冬季：2.55 ヶ月
→**年間 1.00 ヶ月(昨年と同じ)**

(3) パートナー社員組合員・シニアP社員組合員

年間 2.00 ヶ月 内訳：夏季：1.00 ヶ月、冬季：1.00 ヶ月

→年間 0.8 ヶ月（昨年と同じ）

(回答内容の理由)各一時金だけで人件費全体の 1 割を占める。今回の賃金改定で実質、人件費で 7 億円近く上乘せとなる。人員も増員しており、人時生産性を昨比 100%として来期を設定すると 9 億近い費用がかかってくる。人時生産性を上げていくことが最優先であり、利益の底上げにつながる。利益と売上、人時生産性のバランスが釣り合わないといけない。そのうえで算出できる数値であることをご理解いただきたい。

3. 労働環境改善に関する要求

(1) 定年制度改定

1) 定年年齢の引上げまたは廃止

正社員組合員・定時社員組合員・パートナー社員組合員ともに、64 歳時と業務内容が変わらないことを前提に、**68 歳以上への定年年齢引上げもしくは定年年齢を廃止→廃止しない**

2) 正社員組合員の 60 歳以降の処遇

①60 歳から定年年齢まで定期昇給を実施→**実施しない**

②60 歳時の本人給減額の停止もしくは減額の見直し→**実施しない**

(回答内容の理由)一昨年に定年制度改定により賃金は改善したので今回はベースアップに原資を向けたい。

(2) 所定労働時間短縮、改善

年間休日：正社員組合員一律 117 日(所定労働時間 1,984 時間)

→一律 116 日（現行通り）

(回答内容の理由)昨年よりフリー休暇を上期下期にそれぞれ 1 日増加している。有給休暇取得率 UP をまずは優先する。

(3) 正月営業

1) 正月三が日の営業 1 月 1 日から 1 月 3 日までの営業について、

休業日の拡大もしくは営業時間短縮する→実施しない（現行通り）

2) 正月三が日の営業もしくは勤務店舗または生鮮デリカセンターにおいて

三が日に営業もしくは勤務する場合は、**手当を支給する→実施しない（現行通り）**

(4) パートナー社員組合員の均等均衡待遇の実現

無期雇用制度：有期雇用契約通算 3 年を超えた場合は、無期雇用へ転換できるようにする

→**現行通り（5 年）**

《今後の闘争スケジュール》

日時	会議名 および 内容	場所
3 月 16 日（月） 19:00 ～	②中央委員会 (会社側 1 次回答を受け意見集約)	新潟ユニゾンプラザ
3 月 19 日（木） 18:30 ～	⑥労使協議会（③団体交渉） (組合側再要求、質疑応答)	ウオロクホールディングス本社
3 月 26 日（木） 17:30 ～	⑦労使協議会（④団体交渉） (会社側 2 次回答)	ウオロクホールディングス本社

会社側回答を受け、3 月 12 日(木)までに、支部内の意見集約をお願いします。

組合員の皆さまの声が力になります。

皆さまのご支援、ご協力をよろしくお願い致します！

掲示期間：3/31 まで